

## 京都府管轄児童相談所及び一時保護所第三者評価結果

### 総合評価

設置自治体	京都府	受診機関	福知山児童相談所 (2026年1月27日最終訪問調査実施)
第三者評価 実施機関	一般財団法人社会的認証開発推進機構 理事長 吉田忠彦 (京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町52 イヌイ四条ビル3階 flag四条)		

今回、児童相談所（以下、児相）及び一時保護所に対する第三者評価は、厚生労働省の令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」において作成されたガイドラインを活用して実施しています。本ガイドラインにおいては、「設置自治体と評価結果を共有し、ともに改善につなげていくことが重要」とされており、児童相談所における要改善要素については、設置自治体や場合によっては国を含めて、対策が求められるケースも想定されています。

また、そのような視点以外にも各児童相談所及び一時保護所単位・単体においても改善や創意工夫が可能なものもあると考えています。

本第三者評価においては、第三者評価機関が専門的・客観的な立場で児相の信頼性及び透明性、社会性に対する機能にアプローチすることで、支援を必要とするこどもたちや保護者に対する最善の支援環境の構築、最前線での支援機能の効率化及び有効化、児相が有する支援機能を地域資源とするための情報発信や地域連携の促進等を重要な視点として捉えています。児相の支援環境の向上及び改善に資する評価（ポジティブアシスト）となるよう地域社会の付託に応えることを目指して取り組むこととしました。今回は福知山児童相談所を第三者評価対象機関として、ガイドラインが示すⅠ～Ⅶ部の構成のうち、【第Ⅰ～Ⅲ部、1～32項目、1～104基準】と【第Ⅳ～Ⅶ部、33～65項目105～190基準】を第三者評価の基準として2回に分けて実施しました。本第三者評価の結果に関しては、全190基準に対して「十分機能している=A」「機能しているが一部課題がある=B」「機能していない=C」として、自己評価に基づく第三者評価としての結果を作成していますが、結果の公開に関しては、本「総合評価」のみの公表となっています。

今回、福知山児童相談所においては、第三者評価機関である一般社団法人社会的認証開発推進機構（理事長 吉田忠彦）に所属する社会的養護関係施設第三者評価有資格者や研究者などの評価調査者3人により、訪問調査を実施いたしました。

#### （以下、福知山児童相談所に対する総合評価として）

京都府（当該担当部局：健康福祉部家庭・青少年支援課）を設置自治体とする福知山児童相談所（以下、児相）は、福知山市内に立地し、府内にある家庭支援総合センター、宇治児童相談所（京田辺支所含む）、3つの児童相談所のうち京都府北部エリアにおいてこどもの措置制度運用に関する重要な役割を担われています。児童及び保護者におけるさまざまな相談について、児童福祉司、児童心理司、医師（精神科医）などの専門のスタッフがチームを組んで、それぞれのこどもに沿った解決法を家庭とともに考えるほか、こどもの虐待、里親制度などに関連した支援も行われています。

市町村とも連携し、命・人権の観点から課題を抱える女性の相談や支援にも注力されています。特に近年、設置主体である京都府においては、専門職を随時採用・配置する計画を継続的に進められて

おり、多様な専門職による多職種連携と人材育成に取り組まれ、支援環境を構築されている状況を聞き取ることができます。また、こどもたちが抱える課題の初動業務を担う児童福祉司や児童心理司の業務もチームで取り組むとともに、それぞれのケースにおいて判断に齟齬が生じないように定期的に開催される受理会議、判定・援助方針会議等においては管理職を核として、機能的かつ組織的に取り組まれている状況を聞き取ることができます。

北部エリアにおいては管轄地域が広範囲であることや、限られた時間内で多くのケースを対応し判断する必要があるため、その都度事案に応じて優先順位を付け、業務の効率化に工夫して取り組まれています。一方で、支援が必要なこどもたちの初動期対応（インテーク）に携わるスタッフやチームに負担がかかる傾向が見受けられる他、管理職不在時の対応方法に関して、指示系統が明確に可視化されておらず、また労務環境のマネジメント体制にも一定の課題が見受けられます。設置主体である京都府の管理体制に関わることでありますが、当児相において、従事するスタッフとの意思疎通を図り、ワークライフ・バランスに配慮した労働時間、休日対応等の労務環境等について、中期的な視点からの検討と改善が望まれます。

社会的養護で生活するこどもへの支援についての援助方針は、週1回の判定援助方針会議を中心に決定されており、施設や里親との定期的な協議・交流、市区町村や関係機関との連携を通じて、措置先の特性やこどもの状況を踏まえた適切な支援が行われています。措置開始時にはこどもの意向を確認し、施設見学や面会の機会を設けるなど不安軽減に配慮しています。措置後は施設・里親への情報提供や訪問、面接を通じて状況把握を行い、こどもや保護者の意見を可能な限り反映しながら自立支援計画を策定・見直しています。こどもの権利擁護については「権利ノート」や意見はがきの活用により意見表明の機会を確保し、苦情等には施設への指導や関係機関への報告など適切に対応しています。また、一時帰宅や面会、家庭復帰、措置解除等については、こども・保護者・措置先の意向を踏まえつつ判定援助方針会議で慎重に検討し、チェックリスト等を用いたリスクアセスメントや関係機関との情報共有により、解除後のフォロー体制も整備しています。さらに、児童自立生活援助事業についてはこどもの意向を確認の上で利用を進め、開始後も訪問やオンライン面接を通じて継続的な支援と状況確認が行われています。

社会的養育の推進に向けて、児童相談所内に里親担当者を配置し、施設の里親支援専門相談員との月1回の合同会議や年2回の協議を通じて、里親支援体制の共有と連携強化が図られています。また、広報やポスター掲示等により里親制度の理解促進に取り組み、里親登録者数は増加傾向にあるものの、専門里親数や里親委託数の伸びが課題となっています。里親認定にあたっては、面接・家庭訪問、書類審査、研修・実習を通じて調査を行い、社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置審査部会で認定可否を決定し、認定後は里親会登録や研修等の支援を行っています。養子縁組についてはガイドライン等に基づき、こども・実親・養親候補者の意向に配慮しながら調整や説明を行い、成立後も一定期間の見守りやレスパイト支援の案内など継続的な支援体制を整えています。さらに、民間あっせん機関や他府県児童相談所との協議・情報共有により連携を図っているが、事案発生時以外の民間機関との連携強化が今後の課題となっています。

家族とのかかわり・家族への支援については、虐待事案の増加・重篤化を踏まえ、研修や会議等を通じて職員の専門性向上と人材育成を図るとともに、「安全パートナーリング」を活用したアセスメント

とケースマネジメントにより、家族と専門職の双方の視点を踏まえた支援を実施しています。こどもの措置に際しては、保護者への丁寧な説明と意見聴取を行い、パンフレット等を用いて理解を促進するとともに、不服申立制度についても説明し記録を残しています。保護者の理解や同意を得るため視覚的資料等を用いた説明を行い、意向が一致しない場合には児童福祉法第 28 条の適用や社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置審査部会への諮問など法的手続きを含めて対応がなされています。在宅指導では援助指針を作成し、関係機関と連携しながら計画的な改善指導を行い、必要に応じて計画の見直しや一時保護等の措置を講じられています。また、親子分離中の家庭については施設と協議しながら面会等を調整し、親子関係再構築に向けた支援を行っていますが、支援計画の具体化や見直し体制の強化が今後の課題となっています。

市区町村や関係機関との連携については、警察との情報共有や役割分担を協定書により明確化するなど連携体制の整備が進められており、要保護児童対策地域協議会を中心に市町村や関係機関との情報共有・協働が図られています。市町村が未然防止・早期発見を担い、児童相談所が専門的支援や法的権限を伴う介入を担う役割分担のもと、重篤な虐待や緊急事案では一時保護や立入調査などを実施し、日常的な相談対応や専門的助言により市町村への後方支援が行われています。また、研修やケース対応を通じて市町村職員の資質向上を支援するとともに、外部専門家の活用や関係機関との情報共有により地域の支援体制の強化が図られています。警察以外の関係機関については、医療機関や他機関との連携においては個別のケースごとの対応であることが聞き取りから確認できました。関係機関との役割分担や連携方法についてはマニュアル等を整備され、さらに組織的な取組となることが望まれます。

今後も引き続き、児相の機能や役割について理解を深めていくため、当該業務を直接担う児相の現場からの多様な情報共有が図られることが望まれます。また、事業の理解を深めるための場を設け、関係者間での認識共有を進めていくことが重要となります。地域連携に向けて、児相の現況や課題について積極的に情報発信していくことが求められます。

こうした取組を通じて、こどもたちの安心・安全を守り、地域から信頼される機関として、今後も「こどもの最善の利益」に向けて、事業の深化と発展に寄与する継続的な活動が期待されます。

以上